

2 教員免許状の取得について

教員免許状を取得するためには、免許状の種類にもよりますが、卒業に必要な科目とは別にかなり多くの科目を履修する必要があります。

さらに、一定期間の教育実習が必要になります。通常の実習校では4年生で2～4週間の教育実習、1週間の栄養教育実習を実施しています。教育実習期間は、あくまでも実習校の都合によって決まります。実習生個人の都合は一切考慮されません。

また、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、特別支援学校で2日間と社会福祉施設で5日間の計7日間の介護等の体験が義務付けられ、介護等体験証明を得ることが必要です。

1 教員免許状・免許教科の種類と必要な資格および修得単位数

教員免許状の種類	免許教科	基礎資格	免許法に定める最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭 1種免許状	家庭 国語 英語 理科	学士の学位を有すること	20	31	8
高等学校教諭 1種免許状	家庭 国語 英語 情報 理科	学士の学位を有すること	20	23	16
小学校教諭 1種免許状		学士の学位を有すること	8	41	10

教員免許状の種類	免許教科	基礎資格	免許法に定める最低修得単位数		
			栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
栄養教諭 1種免許状		学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了していること (家政学部食物学科管理栄養士専攻の場合、学士の学位を有し、かつ管理栄養士専攻を修了していること)	4	18	
栄養教諭 2種免許状		短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること (家政学部食物学科食物学専攻の場合、学士の学位を有し、かつ栄養士の免許を受けていること)	2	12	

注 教員免許状の授与を受けようとする者は、上記のほかに、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」について各2単位を修得することが必要です。

2 教科及び教職に関する科目

「教科及び教職に関する科目」は、教職課程独自に開設する科目（幼・小を除く）と、各学科（専攻）の専門科目に分かれます。免許法に定める科目区分ごとに必要な単位を修得しますが、本学では法令に定める単位数以上を修得することになります。詳細は各学科の免許種別ごとの開設科目及び最低修得単位数欄を参照してください。

3 卒業要件との関係

卒業要件を満たすために修得しなければならない科目と、教員免許状の授与を受けるために修得しなければならない科目は異なります。

4 教職課程履修費について

教職課程履修者に対して、「教職課程履修費」を徴収します。教育実習費は「教職課程履修費」の中から実習校（園）へ支払います。

令和7年度入学生に対する教職課程履修費は以下のとおり。（定められた日時に納入すること。）

*履修費の金額は確定ではありません。

免許状種別	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	計
中学校・高等学校1種	7,000円	16,000円	7,000円	23,000円	53,000円
高等学校1種	7,000円	6,000円	7,000円	16,000円	36,000円
小学校	12,000円	16,000円	12,000円	23,000円	63,000円
小学校・中学校1種	12,000円	20,000円	20,000円	35,000円	87,000円
栄養1種	7,000円	4,000円	7,000円	6,000円	24,000円
栄養2種			5,000円	5,000円	10,000円

徴収した課程履修費は、教育実習校に対する実習費、介護等体験費、保険料、教員採用試験対策特別講座の講師謝礼、『教職課程 教員志望者のための手引き』印刷代、教育実習録印刷代、実習録ファイル代、実習関係書類の送付代金、履修カルテシステム使用料などに充当しています。

※ 一度納入した履修費はいかなる理由があっても返戻いたしません。

教職事務取り扱い時間および連絡先

	教職事務取扱	事務取扱時間	連絡先
千代田	教育支援センター 資格支援・学事グループ	月～金曜 8:30 ～ 16:40 土曜 8:30 ～ 13:10	03-5275-6319

注 書類提出・履修費納入等はその都度日時を指定しますのでガイダンス・UNIVERSAL PASSPORT 掲示板等で確認してください。

5 学外実習にともなう麻しん(はしか)の対応について

文部科学省等からの指導により、学生が学外の施設で各種の実習（教育実習、介護等体験、保育実習等）をする場合は、受け入れ先への感染を防止するため、麻しんにかかったことがあるか、もしくは過去に予防接種を受け、抗体があるかを把握しておく必要があります。

学外実習をおこなう学生は、1年次に『麻しん予防接種証明書』を提出してもらいます。詳細は、ガイダンスおよび配付書類で確認してください。なお、予防接種（ワクチン接種）、証明書発行等にかかる費用は、すべて個人負担となります。

6 賠償責任保険の加入について

本学の2年生から4年生までで、「教育実習」「介護等体験」のいずれかを実施する者は、賠償責任保険に加入します。賠償責任保険とは、教育実習および介護等体験をおこなっている時に、「他人にケガをさせたり」「財物を壊してしまった」場合に補償される保険です。実習先や体験先で、上記事態が起こった場合は実習校の指導教諭に報告し、速やかに資格支援・学事グループに連絡してください。

保険料は、教職課程履修費から支出されるので、別途納入の必要はありません。

7 教職課程を履修しながら同時に履修できる他の課程

家政学部

被服学科——「博物館学芸員」、「1級衣料管理士」

食物学科食物学専攻——「栄養士」

食物学科管理栄養士専攻——「栄養士」、「管理栄養士」

児童学科児童教育専攻（小学校の教職課程を履修している学生）——「学校図書館司書教諭」、「博物館学芸員」

文学部

日本文学科——「博物館学芸員」または「学校図書館司書教諭」

英語英文学科——「博物館学芸員」または「学校図書館司書教諭」

社会情報学部

社会情報学科——「学校図書館司書教諭」